

# 『わたしたちの生活と税』 指導参考資料

中学生用租税教育教材

## 令和6年度版 わたしたちの生活と税

滋賀県版



ゼイシル博士  
滋賀県租税教育推進連絡協議会

### 目次

### ページ

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1. わたしたちと税のかかわりについて .....     | 1  |
| 2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？ ..... | 2  |
| 3. 国の財政を見てみよう .....           | 5  |
| 4. 滋賀県の財政はどうなっているのだろう？ .....  | 7  |
| 5. 税の国際比較 .....               | 9  |
| 6. これからの社会と税を考えてみよう .....     | 10 |

# はじめに

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、健全な納税者意識を醸成することにある。当租税教育推進連絡協議会では、教育関係者並びに税務関係者が協力して租税教育を推進し、その効果を高めることを目的に活動を行っております。

平成23年11月に租税教育に関係する3省庁（文部科学省、総務省、国税庁）による「租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）」が発足し、「各学校段階における租税教育の充実」に向けて関係省庁が定期的、継続的に協議することとし、中央省庁レベルにおいても連携して租税教育の充実を目指す環境整備がなされ、平成25年5月には「租税に関する指導内容を明記した学習指導要領の着実な実施」が合意されております。

また、平成29年3月に改訂された文部科学省「中学校学習指導要領」では、公民的分野の「2 内容」「B 私たちと経済」「(2) 国民の生活と政府の役割」において、「ア（イ）財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。」、「イ（イ）財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。」とあり、さらに「3 内容の取扱い」において、「(3) イ（イ）「財政及び租税の役割」については、財源の確保と配分という観点から、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し、表現させること。」と記載されております。

この冊子は、このような趣旨を踏まえ、中学生用租税教育教材「わたしたちの生活と税」の補助資料として、指導者用に作成したものです。

各ページに対応した参考資料を掲載しておりますので、是非、ご活用ください。

## 【目次】

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに .....                    | 1  |
| 授業パターン例 .....                 | 2  |
| 1. わたしたちと税のかかわりについて .....     | 3  |
| 2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？ ..... | 4  |
| 3. 国の財政を見てみよう .....           | 7  |
| 4. 滋賀県の財政はどうなっているのだろう？ .....  | 9  |
| 5. 税の国際比較 .....               | 11 |
| 6. これからの社会と税を考えてみよう .....     | 12 |
| 税の学習プリント .....                | 13 |
| 税金クイズ .....                   | 14 |

## 授業パターン例

|         |                        |
|---------|------------------------|
| 対 象     | 中学 3 年生                |
| 到 達 目 標 | 「税の役割を知り日本の財政を考える」     |
| 使 用 教 材 | 中学生用租税教育教材「わたしたちの生活と税」 |
| 時 間     | 50分                    |



| 所要時間 | 項 目                                                                                                                                             | 備 考                                                                             |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 10分  | <p><b>わたしたちと税のかかわりについて考えてみよう</b></p> <p>※どんな公共サービスや公共施設があるの？</p> <p>なぜ、無料で公共サービスを受けたり、公共施設が利用できるのだろう。</p>                                       | <p>税について知っていることを問いかける。</p> <p>わたしたちの生活と税 P 1</p> <p>簡単なクイズを交えながら、税に関心を持たせる。</p> |
| 10分  | <p><b>なぜ、税を納めなければならないのだろう？</b></p> <p>民主主権の下、国民の代表が税の使い道を決めることを理解させる。</p> <p>→「税の本質」の理解へ</p>                                                    | <p>わたしたちの生活と税 P 2～4</p>                                                         |
| 25分  | <p><b>国・地方の財政を見てみよう</b></p> <p>国・地方の財政を知り、税の使い道を理解させる。</p> <p><b>税の国際比較と、これからの社会と税を考えてみよう</b></p> <p>社会経済情勢、国際比較などを参考に、国の財政の現状と課題について理解させる。</p> | <p>わたしたちの生活と税 P 5～10</p>                                                        |
| 5分   | <p><b>まとめ・感想等</b></p> <p>持続可能な社会のために、負担と受益のバランスと改善策について考えさせる。</p>                                                                               |                                                                                 |

# 1. わたしたちと税のかかわりについて（生徒用P1）

## 【学習のねらい】

税についての学習を始めるに当たって、まず税に興味を持たせる。身近な公共サービスや公共施設（いわゆる「公的サービス」）にどれくらいの費用がかかっているのかを具体的に示し、これらが「税で賄われていること」を理解させる。

## （学習活動）

税が私たちの生活にどのようにかかわっているのかを理解させ、身近なところに多く使われている事例を通して税とは何かを考えさせる。

【参考】租税教育用教材「ご案内しますアナザーワールドへ」（DVDアニメ）

## ■公的サービスと政府の役割

日々の生活に必要な様々な財やサービスが消費されています。この中には市場メカニズムに委ねておいては十分に提供されないものがあり、それらは政府が公共サービスとして提供しています。外交、防衛や警察、消防、司法などは、誰もがその負担の有無にかかわらず便益を受け、ある人が便益を受けても他の人の便益を妨げないという性格から、市場からは全く提供されない可能性があります。また、生活や産業を支える基盤となる水道や道路などの社会資本、次代を担う人材を育成するための教育、安心できる生活を確保するための社会保障などは、市場のみに委ねた場合には必ずしも必要な量や水準が確保されないおそれがあります。

生命・財産を守り平和で安全な暮らしを確保するための公的サービスは、なくてはならないものです。これらは、およそ国というものが形成されるようになって以来その基本的な役割とされてきました。また、水道や道路といった社会資本は、便利で快適な生活を送ったり、産業を発展させ経済的に豊かな社会を築いたりしていくために、また、自然環境を守ったり災害を防いだりするために、重要な役割を果たすものです。

さらに、教育によって子どもたちが社会生活に必要な能力を取得していくこと、貧しい人を社会全体で支えたり、病気、障がい、老齢に伴う生活不安を取り除いたりすることなどを通じて、より安定した社会を築いていくことが可能となります。

以上のように、公的サービスは、家計や企業の働きを補完し、広く社会の構成員全体の利益にかなう役割を果たしており、私たち国民は、日々、様々な公的サービスの便益を享受しています。公的サービスは、社会を形成し、その社会を安全で安心できるものとし、経済活動などを通じて豊かなものとしていく上で欠かすことのできないものです。

## ■租税の基本的な機能

政府が提供する公共サービスは、国や社会を成り立たせるために欠かすことのできないものですが、その提供には費用がかかりそれを賄う財源が必要となります。様々な公共サービスの中には個人が受ける便益が明確なものがあり、そのような場合には手数料や保険料といった形で費用を賄うことになります。しかし、公共サービスは、基本的には社会の構成員が広く便益を受けるものですから、個人にとっての受益と負担とを直接結び付けることができない性格のものです。このため、公共サービスの費用は、価格を付け、その対価を調達できないことから、直接の反対給付を伴わない租税という形で賄うことになります。

このように、租税の基本的な機能は公共サービスの財源を調達することにあります。租税は、社会を成り立たせるためになくてはならないものですから、民主主義社会では、社会の構成員である国民が自ら負担しなければなりません。また、公共サービスによる便益は社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は皆で広く公平に分ち合うことが必要です。このようなことから、租税は「**社会の会費のようなもの**」であると言えます。

## 2. なぜ、税を納めなければならないのだろう？（生徒用P2～4）

### 【学習のねらい】

税金は、国を維持、発展させていくために欠かせないものであるため、憲法第30条で税金を納めること（納税）を国民の義務と定めていることを理解させる。また、同法第84条で租税の課税又は変更は法律の定めによらし、民主主義国家である日本においては、国民の代表者からなる議員が議会で定めた法律によってのみ租税が賦課される租税法律主義を理解させる。

### （学習活動）

選挙年齢が18歳に引き下げられ、また、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられたことに鑑み、主権者意識を持ち、国家及び社会の担い手として、税金を納め、その使い道に関心を持つ必要があることに気づかせる。

### ■税の本質とは

- ・税は公共サービスの対価
- ・自らの代表が、国の支出の在り方を決めることと、自らが国を支える税金を負担しなければならないことは表裏一体
- ・税を納めるだけではなく、使いみちを監視する（関心を持つ）ことも納税者として重要

### ■租税と民主主義

- ① 歴史的に民主主義が確立していく過程で、国民一人一人が社会や国の運営に参加する権利と義務を有するようになってきたことに伴い、社会共通の費用を賄う租税は国民一人一人が広く公平に分担する必要があるという考え方が浸透してきました。

租税については、公共サービスの財源としてどの程度のものが、それを具体的に誰が、どのように分担するか、というルール（税制）が必要です。民主主義の下では、このルールは最終的には国民の意思によって決定されます。租税を納めることは自らの受益と直接関係なく金銭等を拠出するものですから、あらかじめ定められた手続に基づいて国民の合意の下にルールが決められなければなりません。一方、国民皆がルールに基づいた納税を行わなければ、必要な税収は集まらず、また、不公平が生じますので、ルールに強制力を付すことによって実効性を持たせる必要があります（これが国家の課税権と言われるものです）。

このようなことから、日本国憲法では、納税を国民の義務とし、また、租税法律主義を明記しています。

- ② 議会制民主主義の下では、税制は主権者である国民の意思を反映して議会で決められます。具体的には、国権の最高機関であり国民の代表で組織される国会で法律として議決されなければなりません。実際に国会の場で審議するのは国民の代表者ですが、私たち国民は代表者を選出することを通じてその議論に参加するほか、様々な場で議論に参加していくことが必要です。

租税は、公的サービスと表裏一体であり、国民が自ら拠出するものです。また、税制は経済社会と相互に深く関係しています。このようなことから、私たち一人一人が、国民として、納税者として、かつ有権者として、税制について考え、議論に参加することが求められることとなります。

出典：「政府税制調査会答申（平成12年7月14日）『我が国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー』」（内閣府）



(参考)

- ① 日本国憲法の規定
  - ・第30条【納税の義務】国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
  - ・第84条【課税】あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
- ② 大島訴訟  
「サラリーマン税金訴訟」判決として有名な最高裁昭和60年3月27日大法廷判決（民集39巻2号247頁）では、「租税は、国家が、その課税権に基づき、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、一定の要件に該当するすべての者に課する金銭給付である」と判示されている。  
※大島訴訟判決も「およそ民主主義国家にあっては、国家の維持及び活動に必要な経費は、主権者たる国民が共同の費用として代表者を通じて定めるところにより自ら負担すべきものであり、我が国の憲法も、かかる見地の下に、国民がその総意を反映する租税立法に基づいて納税の義務を負うことを定め（30条）、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としている（84条）」と述べている。

(参考)

- ① 福澤 諭吉（1835～1901年）  
明治時代の啓蒙思想家・教育家。慶応義塾大学創設者。
- ② 「学問のすすめ」  
1872年から1876年までに発表した17編の小冊子。当時の大ベストセラーとなり、1880年までに70万部に及んだと伝えられる。  
福澤が初めて新しい時代の方向を示す思想を展開し、人間平等、実学的重要性、国家の独立、新しい社会の建設を説いている。

## ■税負担の公平について

社会の会費のようなものである税をルールに基づいて納税してもらうためには国民の公平感（納得感）が必要です。一言で公平といっても、様々な指標があるため、日本の税制度はいろいろな税を組み合わせることによって、全体として、公平に税を集められるように工夫されています。

- 公平の原則
- ① 水平的公平：等しい負担能力のある人（経済力が同じ人）は等しい負担をする（消費税や個人住民税は、税率は一定だが、課税対象額が多くなるほど税額が多くなる仕組み（比例税率））。
  - ② 垂直的公平：負担能力の大きい人はより大きな負担をする（所得税や相続税などは、所得など課税対象額が多くなるほど税率が高くなる仕組み（累進税率））。
  - ③ 世代間の公平：高齢者の世代と若年者の世代など、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかどうかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかどうかという観点から考える。

## ■消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、消費者が負担し事業者が納付します。

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。

### 【消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ】

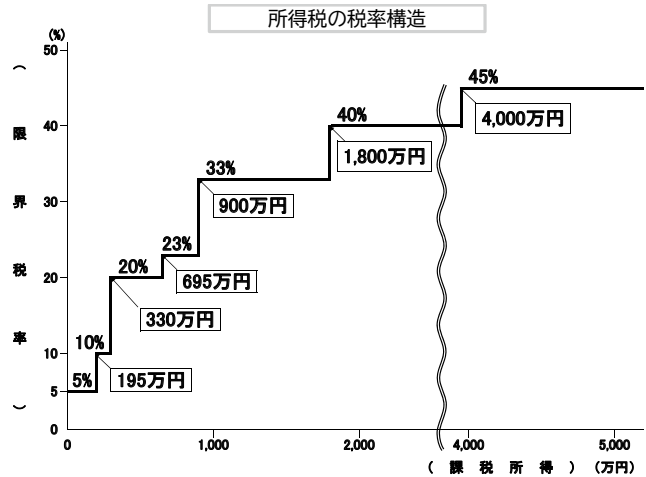


「消費税のしくみ」（国税庁）を基に作成

## ■所得税の仕組み（累進課税制度）

所得が多くなるにしたがって税率が段階的に高くなる累進税率を適用して、納税者がその支払能力に応じて税を負担するしくみとなっています。

所得税の最高税率はかつて70%の時もありましたが、平成27年分以後現在の最高税率は45%で7段階となっています。



「個人所得税の税率等の推移」（財務省）を基に作成

## ■主な税の種類と分類（令和6年1月現在）

|         |          | 所得課税                                                      | 消費課税                                                                                              | 資産課税等                                                       |
|---------|----------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 国<br>税  | 直接税      | 所得税 法人税<br>復興特別所得税<br>地方法人税<br>特別法人事業税<br>森林環境税(令和6年4月から) |                                                                                                   | 相続税<br>贈与税                                                  |
|         | 間接税      |                                                           | 消費税 酒税 揮発油税 地方揮発油税<br>石油石炭税 石油ガス税 関税<br>航空機燃料税 たばこ税 たばこ特別税<br>自動車重量税 電源開発促進税 とん税<br>特別とん税 国際観光旅客税 | 印紙税<br>登録免許税                                                |
| 地方<br>税 | (都) 道府県税 | 直接税                                                       | 自動車税（環境性能割・種別割）<br>鉱区税 狩猟税                                                                        | 不動産取得税 固定資産税（都税）                                            |
|         |          | 間接税                                                       | 地方消費税<br>（都）道府県たばこ税<br>ゴルフ場利用税 軽油引取税                                                              |                                                             |
|         | 市(区) 町村税 | 直接税                                                       | 軽自動車税（環境性能割・種別割）<br>鉱産税                                                                           | 固定資産税 事業所税 都市計画税<br>特別土地保有税 共同施設税<br>水利地益税 宅地開発税<br>国民健康保険税 |
|         |          | 間接税                                                       | 市（区）町村たばこ税 入湯税                                                                                    |                                                             |

「税の種類に関する資料」（財務省）、「地方税の概要」（総務省）を基に作成

※地方税の表記について

地方税法では、1条1項4号において地方税を「道府県税又は市町村税をいう」としていますが、都や区については1条2項において「道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する」とされていることから、（都）及び（区）を併記しています。

### 【身の回りの税】

車を買ったとき：消費税・地方消費税・自動車重量税・自動車（軽自動車）税（環境性能割）

車を所有している間：自動車（軽自動車）税（種別割）

ガソリンに係る税：消費税・地方消費税・揮発油税・地方揮発油税

軽油に係る税：消費税・地方消費税・軽油引取税

たばこに係る税：消費税・地方消費税・たばこ税・たばこ特別税・（都）道府県たばこ税・市（区）町村たばこ税

### 【分かりにくい税】

とん税・特別とん税－外国貿易に従事する船舶が寄港した時に係る税

石油石炭税－原油・石炭・輸入原油・輸入石油製品などに係る税

石油ガス税－自動車燃料用プロパンガスに係る税

## 消費税クイズ

- 消費税はいつ導入されたでしょうか。  
A 令和元年 B 平成元年 C 昭和47年  
(答え B 平成元年)
- 税率は10%ですが、導入時は何%だったでしょうか。  
A 3% B 5% C 8%  
(答え A 3%)

### 【解説】

平成元年4月に3%で導入された消費税は、その後、平成9年4月に5%、平成26年4月に8%、令和元年10月に10%（軽減税率制度導入）に引き上げられました。

消費税は、年金、医療、介護及び子育て支援など、全世代を対象とする社会保障の充実・安定化と財源健全化のために使われています。

### 3. 国の財政を見てみよう（生徒用P5～6）

#### 【学習のねらい】

国の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、税がどのように使われているかを理解させる。  
また、国の財政状況を認識させるとともに、財政の役割について理解させる。

#### （学習活動）

国の一般会計当初予算及び歳入・歳出の状況から読み取れることを発表させる。財政赤字及び公債発行額の状況を身近な家計に例えて理解させ、納税者として国の財政の在り方や財源の確保と配分について、効率や公正な考え方に基づいて考えさせる。

#### ■社会保障関係費 37兆7,193億円

私たちが安心して生活していくために必要な年金、医療、介護、少子化対策、生活扶助等社会福祉、保健衛生対策、雇用労災対策に使われています。

#### ■公共事業関係費 6兆828億円

公共事業関係費は、道路や港湾、住宅や下水道、公園、河川の堤防やダムなど、社会経済活動や国民生活、国土保全の基盤となる施設の整備に使われています。

私たちの身近にある施設にお金が使われていることに注目しましょう。

#### ■文教及び科学振興費 5兆4,716億円

文教及び科学振興費は、教育や科学技術の発展のために使われています。

#### 文教及び科学振興費の割合



- ① ■義務教育費国庫負担金（1兆5,627億円）小中学生のために
- ② ■科学技術振興費（1兆4,092億円）宇宙開発や海洋開発などの科学振興のために
- ③ ■公立文教施設費（732億円）校舎や体育館などの建設のために
- ④ ■教育振興助成費等（2兆3,087億円）教科書の配付や国立大学法人・私立学校の援助のために
- ⑤ ■育英事業費（1,178億円）経済的理由により、修学に困難がある優れた学生のために

#### ■地方交付税交付金等 17兆7,863億円

地方公共団体（都道府県や市区町村）は、私たちの日常生活と密接に結びついている教育・警察・消防・環境衛生・生活保護などの公共サービスを行うため、地方税を集めています。

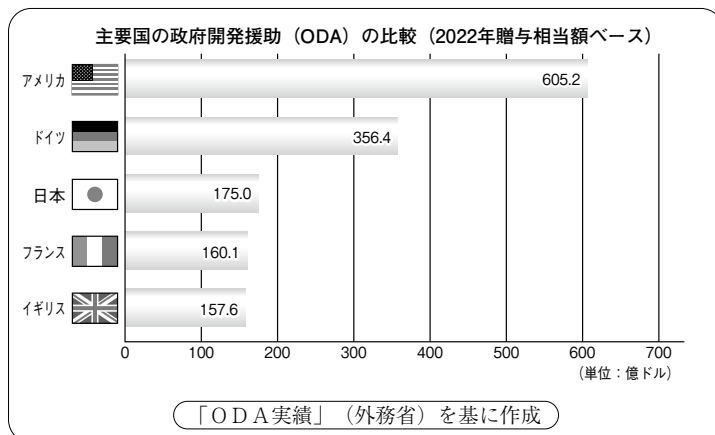
しかし、その地域の経済状況などによって、それぞれの地方公共団体の財政力に違いがあります。

そこで公共サービスに格差が生じないよう、国が地方公共団体の財政力を調整するために支出しているのが、地方交付税交付金等です。

#### ■経済協力費 5,041億円

世界には、多くの人々が貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過ごすことのできない深刻な事態の国々があります。こうした国々の生活環境を改善するには、国際社会が協力して援助する必要があります。日本など経済力のある国々は、開発途上国との対話を進めながら、経済協力をを行い、自立を支援しています。

出典：「令和6年度予算」（財務省）

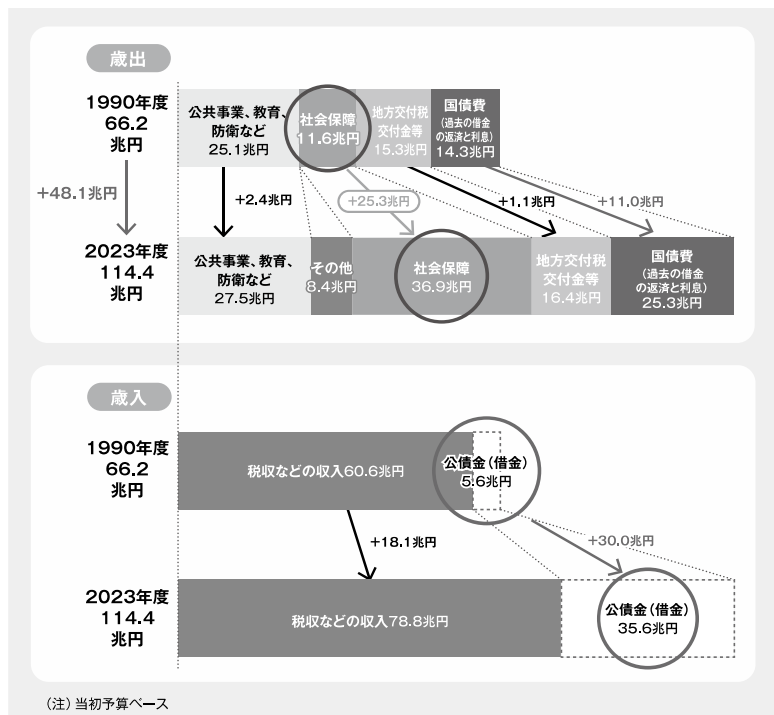




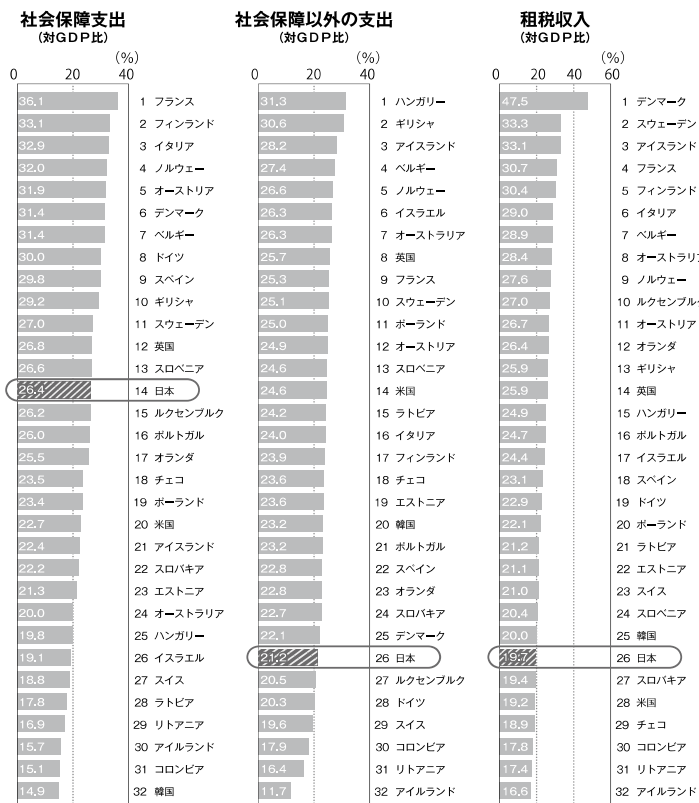
## ■財政構造の変化

○1990年度と現在の歳出を比較すると、社会保障関係費や国債費が大きく伸びています。特に社会保障は年金、医療、介護、こども、子育てなどの分野に分けられ、国の一般会計歳出の約1／3を占める最大の支出項目となっています。

○歳出の増加に対し歳入は、経済成長の停滞などが影響して税収の伸びが見合っておらず、不足分を借金に頼っているため、公債金は約6倍と大幅に増加しています。



出典：「これからの日本のために財政を考える（令和5年10月）」（財務省）



出典：「これからの日本のために財政を考える（令和5年10月）」（財務省）

## ■公債残高の課題

日本では毎年のように歳入の不足を補うために国債（赤字国債）を発行し、公債残高は年々積み上がっています。さらに、国の政策や事業には、国の財政状態や国民の生活のためにタイミングよく行わなければならないものがあり、2020年度は新型コロナウイルスによる経済危機への緊急対策のため新規国債発行額は過去最高となっています。過去には、阪神淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）という大規模な自然災害時やリーマンショック（2008年）という世界金融危機の際にも国の経済や国民の生活を立て直すために国債が発行されました。

令和6年度当初予算では約35兆円の国債が発行され、令和6年度末の公債残高は約1,105兆円になると見込まれています。これは、一般会計税収※の約16年分に相当し、将来世代に大きな負担を強いることになります。

※ 令和6年度一般会計税収 69.6兆円

## 4. 滋賀県の財政はどうなっているのだろう？（生徒用 P7～8）

### 【学習のねらい】

私たちの県の歳入・歳出の内訳がどうなっているのかを学び、地方では、主としてその地域に住む人々の豊かな暮らしと安全のために税がどのように使われているのかを理解させる。

### （学習活動）

私たちの町の財政を調べ、財政の役割や租税の意義などについて考えさせる。

## ■滋賀県の予算

### 滋賀県の一般会計（予算）の推移

（単位：百万円）

| 年 度 |           | 2 (2020)年度 | 3 (2021)年度 | 4 (2022)年度 | 5(2023)年度 | 6(2024)年度 |
|-----|-----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 年 総 | 額         | 570,500    | 666,980    | 644,030    | 658,250   | 614,500   |
| 歳 入 | 県 税       | 172,500    | 161,700    | 176,800    | 185,800   | 179,300   |
|     | 地方消費税清算金  | 59,830     | 61,559     | 60,213     | 67,525    | 66,936    |
|     | 地 方 譲 与 税 | 24,332     | 16,927     | 26,074     | 26,323    | 27,617    |
|     | 地 方 交 付 税 | 117,000    | 122,000    | 131,000    | 128,000   | 132,000   |
|     | 分担金及び負担金  | 2,218      | 1,644      | 1,614      | 1,837     | 1,345     |
|     | 使用料及び手数料  | 7,998      | 7,774      | 7,754      | 7,728     | 7,975     |
|     | 国 庫 支 出 金 | 67,455     | 97,771     | 109,635    | 119,424   | 63,361    |
|     | 繰 入 金     | 11,334     | 12,579     | 21,271     | 19,945    | 25,767    |
|     | 繰 越 金     | —          | —          | —          | —         | —         |
|     | 諸 収 入     | 24,797     | 86,332     | 46,983     | 45,902    | 44,006    |
| 歳 出 | 県 の 債     | 79,062     | 94,572     | 58,867     | 52,851    | 59,790    |
|     | そ の 他     | 3,974      | 4,122      | 3,819      | 2,915     | 6,403     |
|     | 総 合 企 画 費 | 14,628     | 13,909     | 16,883     | 14,551    | 15,497    |
|     | 総 務 費     | 19,852     | 21,213     | 22,128     | 20,255    | 21,489    |
|     | 文化スポーツ費   | 8,045      | 7,657      | 10,324     | 9,111     | 13,546    |
|     | 琵琶湖環境費    | 17,547     | 17,264     | 17,061     | 17,117    | 17,304    |
|     | 健康医療福祉費   | 103,376    | 132,987    | 153,225    | 166,769   | 116,667   |
|     | 商工観光労働費   | 15,738     | 83,378     | 42,530     | 39,846    | 36,127    |
|     | 農政水産業費    | 19,912     | 19,827     | 17,797     | 18,462    | 18,282    |
|     | 土 木 交 通 費 | 66,954     | 59,536     | 58,375     | 59,952    | 62,742    |
|     | 警 察 費     | 31,060     | 31,457     | 29,991     | 31,729    | 32,905    |
|     | 教 育 費     | 132,298    | 132,378    | 130,150    | 129,478   | 133,013   |
|     | 災 害 復 旧 費 | 881        | 879        | 899        | 1,196     | 1,272     |
|     | 公 債 費     | 76,574     | 78,293     | 78,834     | 77,832    | 74,373    |
|     | 諸 支 出 金   | 62,281     | 66,837     | 64,501     | 70,590    | 69,918    |
|     | そ の 他     | 1,354      | 1,365      | 1,332      | 1,362     | 1,365     |

### <県民1人あたりに使われるお金>

滋賀県の歳出予算を県の人口（推計）で除した数値

|           | 4 (2022)年度 | 5(2023)年度  | 6(2024)年度  |
|-----------|------------|------------|------------|
| 総 務 費     | 15,728円    | 14,398円    | 15,311円    |
| 琵琶湖環境費    | 12,127円    | 12,168円    | 12,330円    |
| 健康医療福祉費   | 108,911円   | 118,546円   | 83,128円    |
| 商工観光労働費   | 30,230円    | 28,324円    | 25,741円    |
| 農政水産業費    | 12,650円    | 13,124円    | 13,026円    |
| 土 木 交 通 費 | 41,492円    | 42,617円    | 44,705円    |
| 警 察 費     | 21,317円    | 22,554円    | 23,446円    |
| 教 育 費     | 92,509円    | 92,038円    | 94,775円    |
| 公 債 費     | 56,034円    | 55,326円    | 52,992円    |
| そ の 他     | 66,771円    | 68,817円    | 72,391円    |
| 合 計       | 457,770円   | 467,912円   | 437,845円   |
| ※3月1日現在人口 | 1,406,886人 | 1,406,783人 | 1,403,466人 |

### 学校数、児童・生徒数（令和5（2023）年度）

| 区 分    | 小学校      | 中学校      | 義務教育<br>学校 | 高等学校     |
|--------|----------|----------|------------|----------|
| 学校数    | 219 校    | 103 校    | 2 校        | 56 校     |
| 児童・生徒数 | 78,073 人 | 40,845 人 | 465 人      | 35,868 人 |

## 地方公共団体の収入の多くは地方税と国からの給付金です。

県税……………県に納める税金です。

地方交付税……………各地方公共団体は、その地域の経済状況や規模によって、地方税収などの財政力に差が生じます。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに差がでないよう、国が各地方公共団体の財政力を調整するために支出するものです。

国庫支出金……………国と地方公共団体が協力して行う事業の財源にあてるため、国が補助金・負担金として支出するものです。

県債……………県が歳出を賄うために国や銀行から借りるお金です。

地方譲与税……………特定の国税収入額を地方自治体の財源にあてるため、地方自治体に対し、一定の基準により配分するものをいいます。

### 琵琶湖森林づくり県民税

#### 1 納める人は

個人：1月1日現在で県内に住所等のある人

法人：県内に事務所等のある法人等



#### 2 納める額は

個人：年800円

法人：年2,200円～88,000円（現行の法人県民税均等割の額の11%相当）  
（参考）右表

| 資本等の金額による区分 | 法人県民税均等割額 | 琵琶湖森林づくり県民税 |
|-------------|-----------|-------------|
| 50億円超       | 800,000円  | 88,000円     |
| 10億円超50億円以下 | 540,000円  | 59,400円     |
| 1億円超10億円以下  | 130,000円  | 14,300円     |
| 1千万円超1億円以下  | 50,000円   | 5,500円      |
| 1千万円以下      | 20,000円   | 2,200円      |

#### 3 課税方式

現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式

（注）県民税均等割は、前年中の合計所得金額が、一定の基準（一定の基準は、市町により異なります。）に従い市町の条例で定める金額以下の人はかかりません。

#### 4 税の用途は

税の用途を明確にする仕組みとして琵琶湖森林づくり基金を設置し、次の事業等の財源に充当します。

##### (1) 環境を重視した森林づくりのための事業

- ・奥地等の放置された人工林を、木材生産を目的とせず公益的機能が高度に発揮される針広混交林へ転換する事業
- ・水源かん養機能が高度に発揮されるよう、伐採時期が70～80年以上の森林へ誘導する事業
- ・地球温暖化防止の観点から、間伐材の搬出と利用を促進する事業
- ・里山の環境保全を推進する事業

##### (2) 県民協働による森林づくりのための事業

- ・森林の大切さの普及啓発事業
- ・森林づくりへの県民の参画を促進する事業
- ・流域森林づくり委員会の設置とその活動を支援する事業

### 国と地方の主な行政事務の分担

（出所：総務省 HP）

| 分野 | 公共資本                       | 教育                                                      | 福祉                                                                      | その他                      |
|----|----------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 国  | ・ 高速自動車道<br>・ 国道<br>・ 一級河川 | ・ 大学<br>・ 私学助成（大学）                                      | ・ 社会保険<br>・ 医師等免許<br>・ 医薬品許可免許                                          | ・ 防衛<br>・ 外交<br>・ 通貨     |
| 地方 | 都道府県                       | ・ 高等学校<br>・ 小中学校教員の給与・人事<br>・ 私学助成（幼～高）<br>・ 公立大学（特定の県） | ・ 生活保護（町村の区域）<br>・ 保健所                                                  | ・ 警察<br>・ 職業訓練           |
|    | 市町村                        | ・ 小・中学校<br>・ 幼稚園                                        | ・ 生活保護（市の区域）<br>・ 国民健康保険<br>・ 介護保険<br>・ 上水道<br>・ ゴミ・し尿処理<br>・ 保健所（特定の市） | ・ 戸籍<br>・ 住民基本台帳<br>・ 消防 |

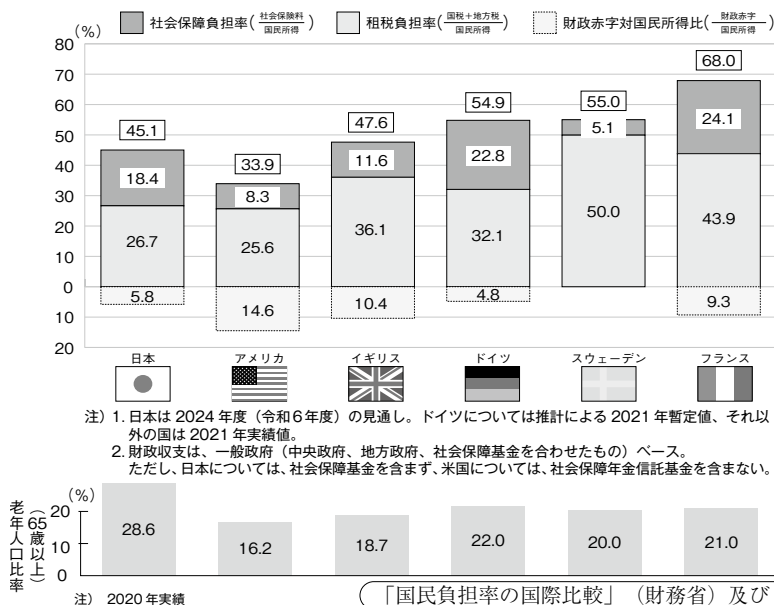
※国民健康保険の財政運営の責任主体は、都道府県（平成30年4月以降）

## 5. 税の国際比較（生徒用P9）

### 【学習のねらい】

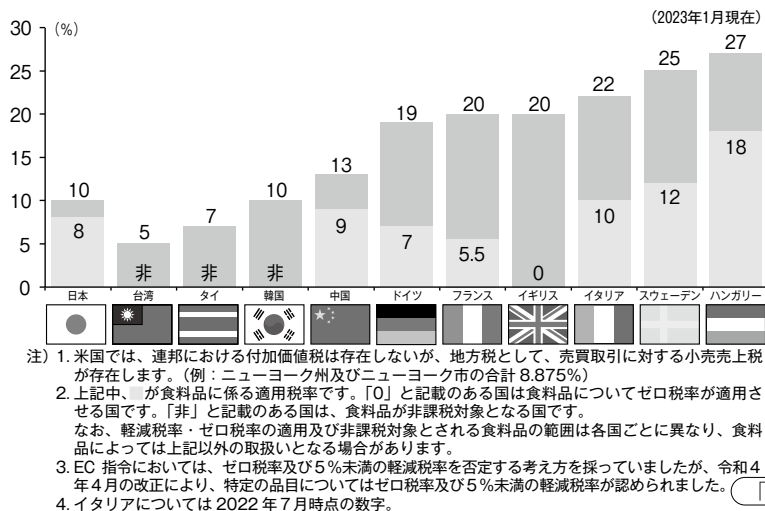
諸外国の税金を知ることにより、税の在り方を考える目安とする。

#### ■国民負担率と老年人口比率



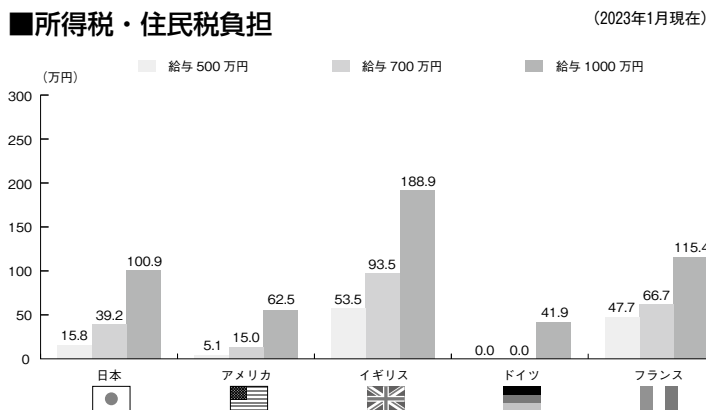
「国民負担率の国際比較」（財務省）及び「令和5年版高齢社会白書」（内閣府）を基に作成

#### ■消費税（付加価値税）の税率



「付加価値税率の国際比較」（財務省）を基に作成

#### ■所得税・住民税負担



「給与・収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較」（財務省）を基に作成

## 6. これからの社会と税を考えてみよう（生徒用P10）

### 【学習のねらい】

日本が抱える問題の一つである少子高齢化の状況を説明し、今後の社会経済に与える影響や持続可能な社会の実現について考えさせる。

### （学習活動）

増加する社会保障のための費用（年金・医療・介護・子育てなど）を誰がどのような形で負担するのがよいのか、前ページの「税の国際比較」も参考に考えさせる。

また、国民の負担（税）と受益（公的サービス）のバランスと改善策について、考えさせる。

### ■社会保障給付と財源の現状

社会保障給付費は、令和5年度において134兆円程度と見込まれており、この給付を保険料の約60%と公費（国・地方）の約40%などの組合せにより賄っています。

公費負担は、本来税財源で賄われるべきであるが、公債の発行に頼っており、将来世代に負担を先送りしている状況です。

社会保障給付費とその財源（令和5年度予算ベース）

|                        |               |              |                 |
|------------------------|---------------|--------------|-----------------|
| 給付費<br>134.3兆円         | 年金<br>60.1兆円  | 医療<br>41.6兆円 | 福祉その他<br>32.5兆円 |
| 財源<br>130.7兆円<br>+資産収入 | 公費 53.2兆円     |              |                 |
|                        | 保険料<br>77.5兆円 | 税財源          | 国債発行            |
|                        |               | 国庫負担         | 地方負担<br>16.4兆円  |
|                        |               | 36.7兆円       |                 |

「社会保障の給付と負担の現状」（厚生労働省）を基に作成

### ■これからの社会と税にとって重要な課題

少子高齢化の原因は、平均寿命が延びたことと、平均出生率が減少したことです。

少子高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことです。

子育てしやすい社会、誰もが活躍できる社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金です。どれだけの公的サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要があります。

### 【主権者として】

私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公的サービスが存在しており、私たちはその恩恵を受けています。税は、それらにかかる費用を賄うもの、いわゆる公的サービスの対価です。

税はすべての国民が安心して暮らせる社会を支えるために、皆で広く公平に分かち合う社会の会費のようなものであると言えます。

しかしながら、現在、租税収入だけではこれらの費用を確保できないことから、多くの国債を発行し、公債残高も増加の一途をたどっていることに加え、少子高齢化など、将来世代に大きな負担を強いることが危惧されています。そのため、国民の負担と受益のバランスを見直し、租税の意義と役割について、主権者として主体的に考えていく必要があります。

※ 18歳になれば選挙権が与えられ政治に参加することになり、さらに令和4年度からは成年年齢が18歳に引き下げられました。



年 組 番 名前

# I 税の種類について

表の①～⑩にあてはまる語句を語群から選びましょう。

|                      |                                                                 |                                                                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|                      | ( ① ) 税<br>(税を納める人と負担する人が同じ)                                    | ( ② ) 税<br>(税を納める人と負担する人が違う)                                    |
| ( ③ ) 税<br>(国に納める)   | ( ⑤ ) 税……個人の所得に対して<br>( ⑥ ) 税……会社の利益に対して<br>( ⑦ ) 税……多くの遺産を得たとき | ( ⑨ ) 税……買い物をしたとき<br><br>( ⑩ ) 税……たばこを買うと                       |
| ( ④ ) 税<br>(各地方に納める) | ( ⑧ ) 税……土地や家を所有していると                                           | 地方( ⑨ ) 税……買い物をしたとき<br>(都)道府県( ⑩ ) 税、市(区)町村<br>( ⑩ ) 税……たばこを買うと |

【語群】 直接 間接 国 地方 所得 消費 法人 たばこ 相続 固定資産 贈与

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |

# II 日本国憲法について

次の説明の空欄を適切な語句で埋めましょう。

- 日本国憲法は、 ①、基本的人権の尊重、 ②、の3つの基本原則から成り立っている。
- 日本国憲法で定められている国民の義務は、子どもに普通  ③を受けさせる義務、勤労の義務、 ④の義務の3つである。

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|

# III その他

次の①～③を何というか調べてみましょう。

|                                     |      |
|-------------------------------------|------|
| ① 所得の多い人には高い税負担を求め、少ない人には税負担を軽くする制度 | ① 制度 |
| ② 税金などの収入をもとに国や地方公共団体が行う経済活動        | ②    |
| ③ 国の歳入が足りないとき、不足分を補うため発行する債券（証券）のこと | ③    |

## 税金クイズ

問1 税金には、いろいろな種類があります。日本で適用されている税金は全部で何種類あるでしょうか？

【①約25種類 ②約50種類 ③約1,500種類】

答&説明 答は②約50種類です。

令和6年1月1日現在で、国に納める国税が26種類、府県や市町村に納める地方税が約25種類あります。また、令和6年度から、「森林環境税」が創設され、国内に住所のある個人に対して国税として課税されます。

ところで、地方税に「約」という言い方をする理由は、府県や市町村ごとに定められている税金があり、地域によって若干違いがあるためです。

これ以外にも、各地方自治体の条例により、定められた税金があります。

また、③の約1,500種類は、江戸時代にあった税（年貢や諸役）の数です。

問2 税金がかかるものはどれでしょうか？

【①ノーベル賞の賞金 ②宝くじの当せん金 ③クイズの懸賞金】

答&説明 答は③クイズの懸賞金（一時所得）です。

①のノーベル賞の賞金（ノーベル基金から交付される金品）は、所得税法第9条の規定により「非課税所得」とされ、税金はかかりません。

②の宝くじの当せん金は、当せん金付証票法という法律によって税金はかかりません。

問3 税は、いつの時代からあったのでしょうか？

【①弥生時代 ②飛鳥時代 ③鎌倉時代】

答&説明 答は①弥生時代です。

三世紀に書かれた『魏志倭人伝』の邪馬台国に関する記述の中に「取租賦有邸閣（租（税）を収める倉庫が有る。）」とあります。それが、日本の税に関する最初の記録です。

②の飛鳥時代には、租（収穫した穀物の3%）・庸（労役または布の物納（男子のみ））・調（絹、地方特産物を運搬納税）・雑徭（ごうよう）（土木工事等、年60日間の労役）がありました。

③の鎌倉時代には、田租（年貢）を中心とし、それ以外に、同業者の集まりの座が生産販売を独占し、その見返りとして座役（製品や貨幣）を領主に納めていました。

問4 昔、イギリスでトランプに税金がかけられていたとき、税金を納めた証明をトランプに表示していました。いったいどのマークでしょうか？

【①ジョーカー ②スペードのエース ③ハートのキング】

答&説明 答は②スペードのエースです。

1711年にイギリスでトランプが流行したとき、トランプに税金がかけられました。その後、「このトランプは確かに税金を納めています」という納税の証明として、スペードのエースだけ政府が印刷し、それを業者が買って1組そろえるようになりました。中には、脱税しようと偽ものが出回るようになったため、簡単には偽造できないような複雑なデザインになっていきました。

問5 税務署が徴収した税金の使い道はどこで決められるのでしょうか？

【①税務署 ②内閣 ③国会】

答&説明 答は③国会です。

税務署が徴収した税金は国の収入（歳入）になります。国の税金の使い道（歳出）は、内閣から提出された予算案を国会で審議し、決定されます。

なお、国会は、国民が選挙で選んだ国会議員によって構成されており、選ばれた代表者が決めごとをするこのような仕組みを間接民主主義と言います。

問6 世界で実際にあった税はどれでしょうか？

【①めだか税 ②かえる税 ③へび税】

答&説明 答は②かえる税です。

中世のフランスにお金ではなく労働で納める税があり、堀の蛙がケロケロ鳴いて領主の睡眠を妨げるため、領民に交代で水面を叩いて蛙の鳴くのを止めさせたとされています。

【P13プリント解答】

I ①直接 ②間接 ③国 ④地方 ⑤所得 ⑥法人 ⑦相続 ⑧固定資産 ⑨消費 ⑩たばこ

II ①国民主権 ②平和主義（①、②順不同） ③教育 ④納税

III ①累進課税 ②財政 ③国債

## 授業の参考にするには！

### 滋賀県のデータ

| 市町名   | 面積 (km <sup>2</sup> ) | 人口 (人)  |
|-------|-----------------------|---------|
| 大津市   | 464.51                | 344,775 |
| 彦根市   | 196.87                | 112,019 |
| 長浜市   | 681.02                | 110,211 |
| 近江八幡市 | 177.45                | 80,751  |
| 草津市   | 67.82                 | 147,877 |
| 守山市   | 55.73                 | 84,949  |
| 栗東市   | 52.69                 | 69,002  |
| 甲賀市   | 481.62                | 86,503  |
| 野洲市   | 80.15                 | 50,153  |
| 湖南市   | 70.40                 | 53,558  |
| 高島市   | 693.05                | 44,294  |
| 東近江市  | 388.37                | 111,029 |
| 米原市   | 250.39                | 35,911  |
| 日野町   | 117.60                | 20,440  |
| 竜王町   | 44.55                 | 11,298  |
| 愛荘町   | 37.97                 | 20,594  |
| 豊郷町   | 7.80                  | 6,951   |
| 甲良町   | 13.63                 | 6,056   |
| 多賀町   | 135.77                | 7,095   |

面積：全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）（令和5年10月1日現在）  
人口：滋賀県の人口と世帯数（滋賀県ホームページ）（令和6年3月1日現在）



### 滋賀県の租税に関するホームページ

- ・小学生から社会人まで税に関する学習が可能
- ・租税教育用教材がダウンロード可能
- ・滋賀県の財政資料等を掲載
- ・県内中高生の税の作文（優秀作品）を掲載
- ・租税教室の開催状況及び申込み先を掲載
- ・関連リンクが充実



滋賀県 租税

検索

クリック



滋賀県租税教育推進連絡協議会ホームページ(<https://www.shiga-sozeikyoku.com>)

編集・発行

滋賀県租税教育推進連絡協議会



ゼイシル博士



慎吾君



沙織ちゃん

滋賀県租税教育推進連絡協議会のマスコットキャラクター

滋賀県租税教育推進連絡協議会は、滋賀県内の教育関係者、国・県・市町の税務関係者及び税理士会、納税貯蓄組合、納税協会が協力して、租税教育の推進を図るために設けられた組織です。